

会津若松市告示第84号

会津若松市西七日町、八日町、五月町及び橋本二丁目地内の町の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

平成21年10月6日

会津若松市長 菅 家 一 郎

この写しは原本と相違ありません

平成21年10月6日

会津若松市長 菅家一郎



町の区域の変更調書

編入する町 同左に編入される区域
名

西七日町 八日町 287 の22の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部

八日町 西七日町 212 の2の一部、212 の3の一部、212 の4、213 の5の一部、213 の6の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部

五月町 西七日町 212 の4、213 の4、213 の5、214 の6、214 の7、215、216 の1、216 の2、216 の6、216 の7に隣接する水路である公有地の全部

八日町 230 の1、230 の9、276 の1、276 の8、276 の9、280 の2、281 の5、281 の6、282 の7、282 の8、283 の2、284 の1、284 の10、285 の2、285 の4、286 の2、286 の4、287 の2から287 の6までに隣接する水路である公有地の全部、231 の7、256、257 の2、257 の10地先の水路である公有地の全部、276 の1地先の道路、水路である公有地の一部

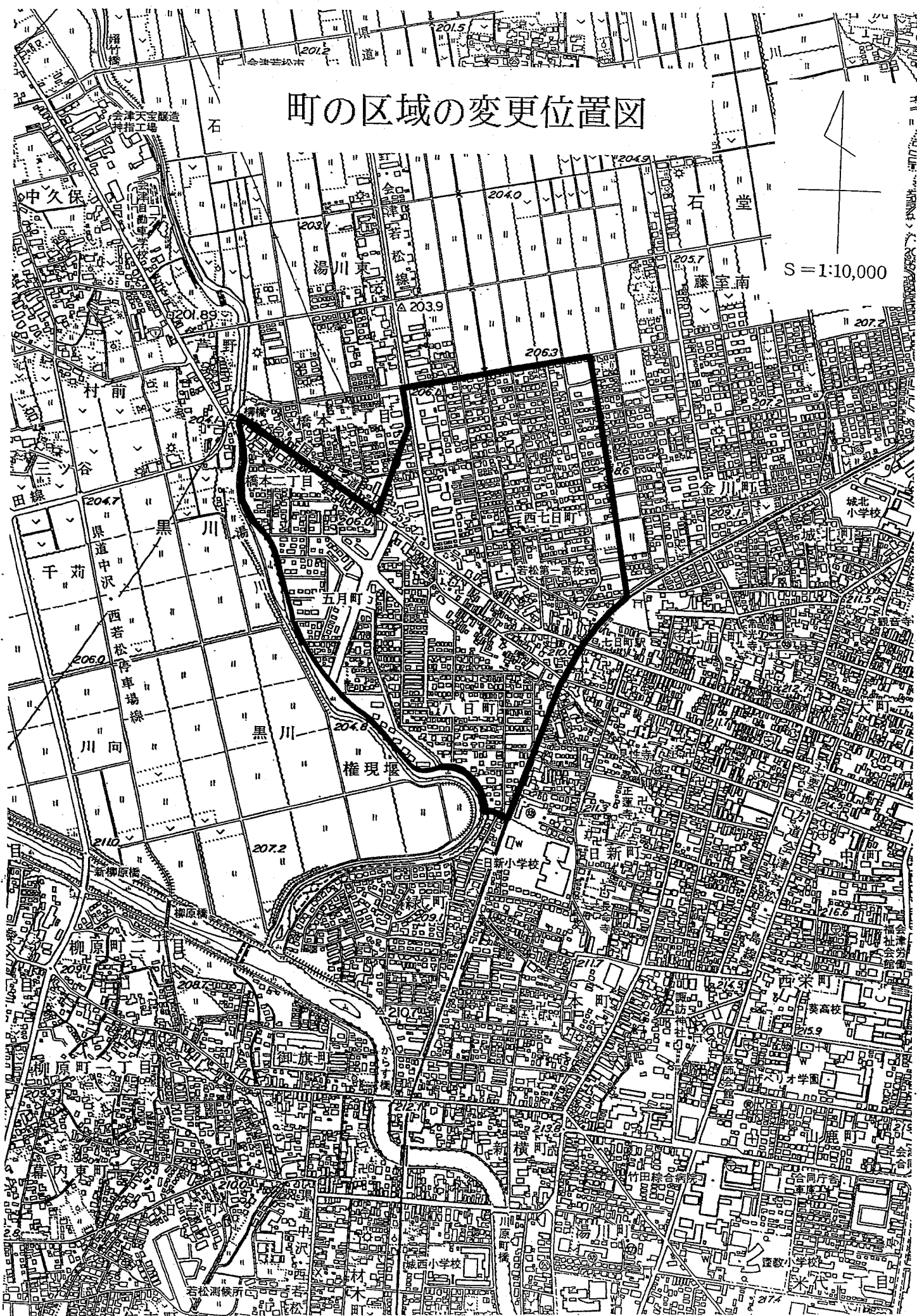
橋本二丁目 西七日町 289 の1、290 に隣接する水路である公有地の全部

五月町 136 の2、137 の2、138、139 の1、140

の 1、140 の 2、141 の 1、142、144 の
2、145 から 148 までに隣接する道路、水
路である公有地の全部

町の区域の変更位置図

S = 1:10,000



中久保

湯川東

石堂

千苺

黒川

五月町

川向

権現堰

柳原

御旗

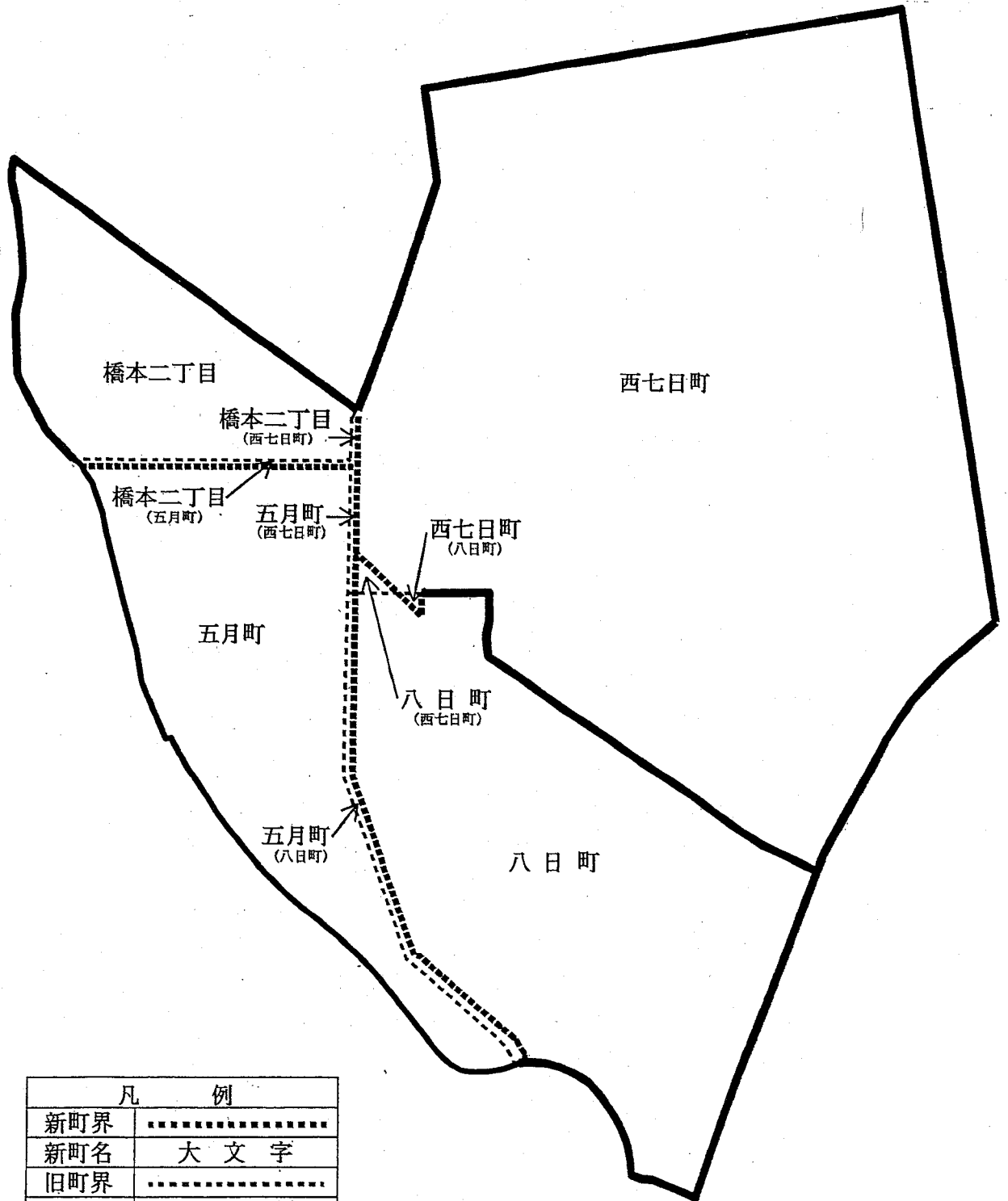
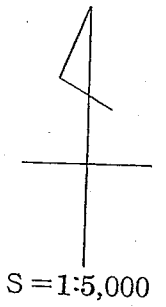
木

城北小学校

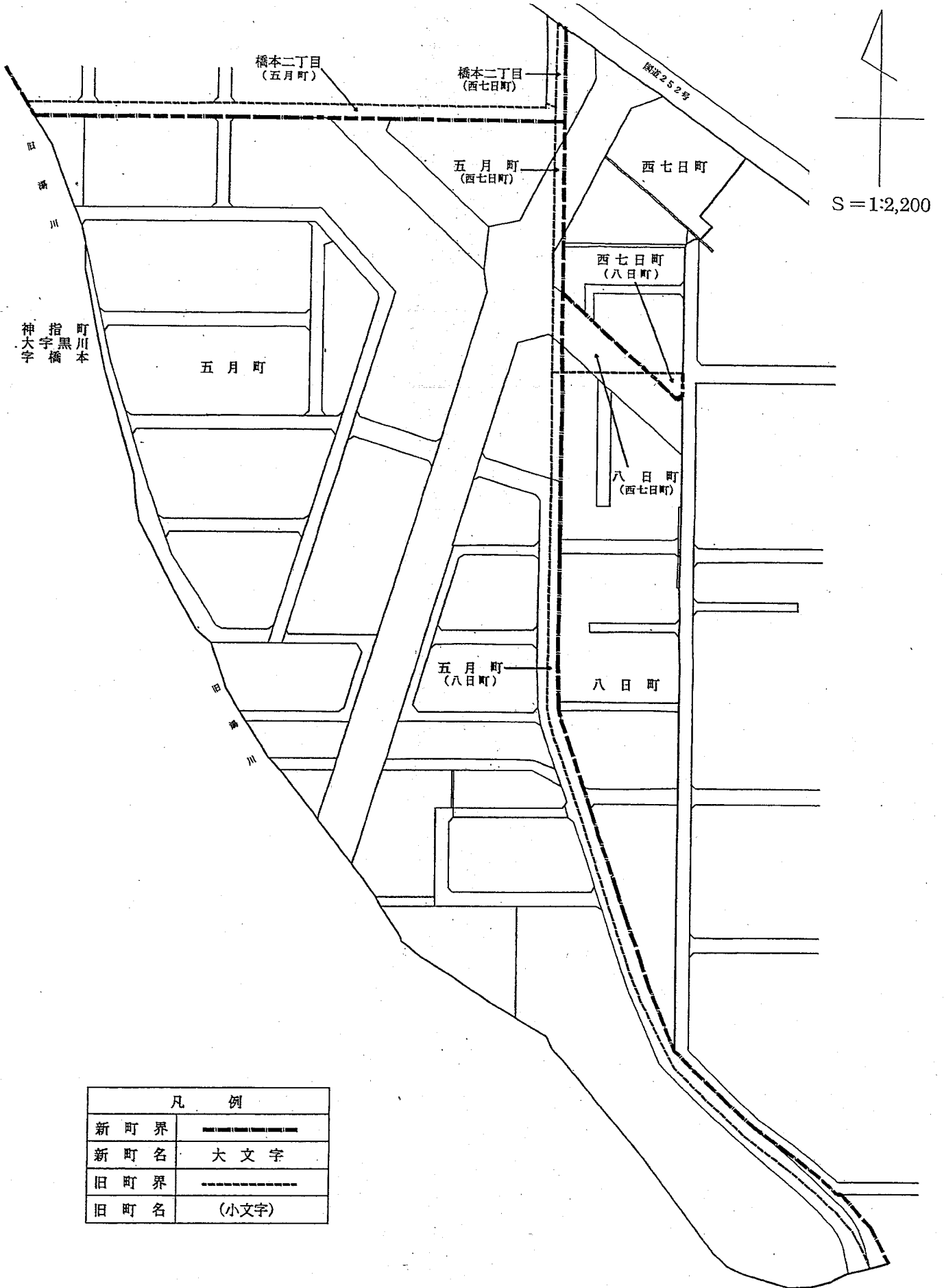
西栄町

米代

町の区域の変更概略図

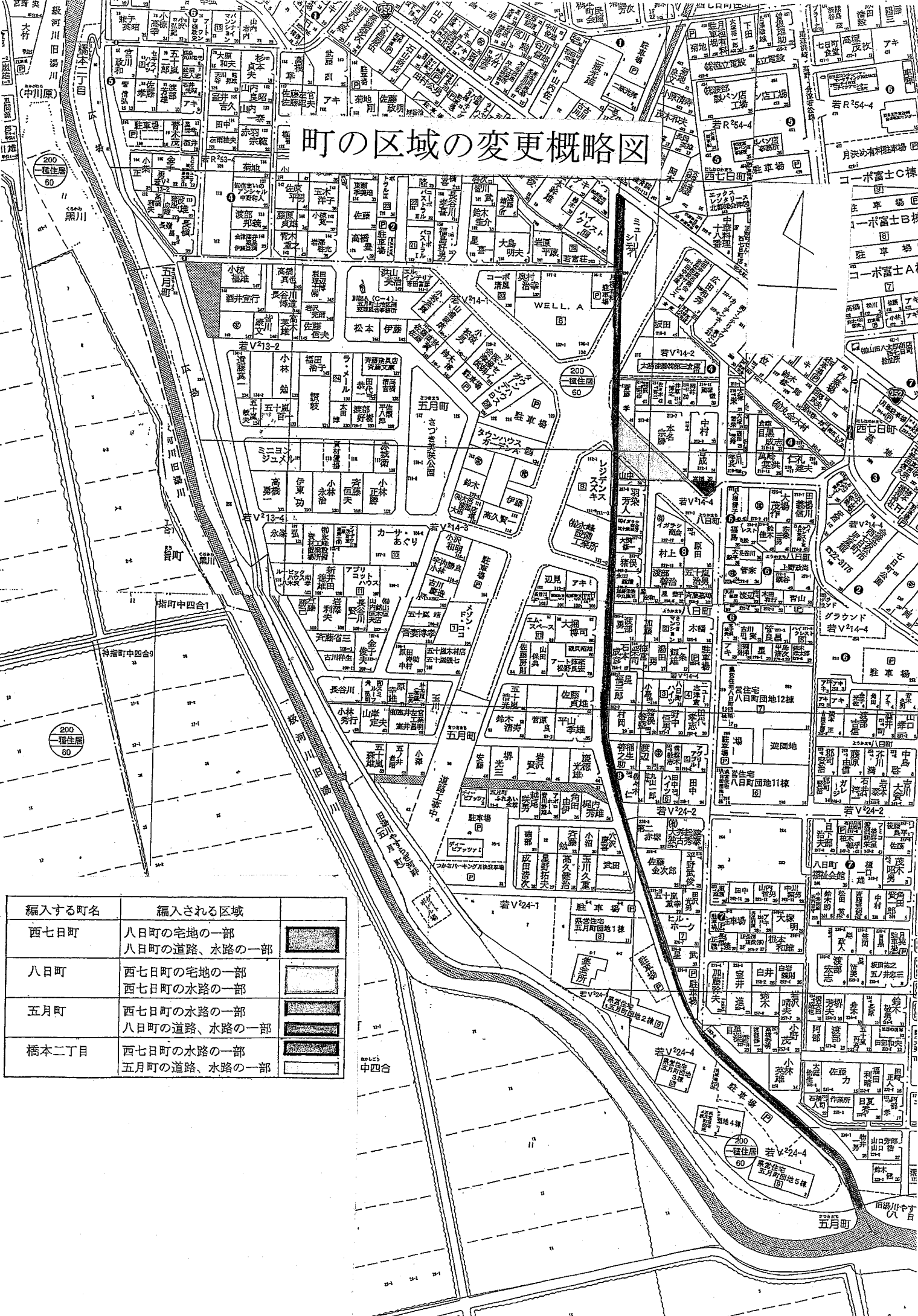


町の区域の変更概略図(拡大図)



凡 例	
新町界	———
新町名	大文字
旧町界	- - - - -
旧町名	(小文字)

町の区域の変更概略図



編入する町名	編入される区域	
西七日町	八日町の宅地の一部 八日町の道路、水路の一部	
八日町	西七日町の宅地の一部 西七日町の水路の一部	
五月町	西七日町の水路の一部 八日町の道路、水路の一部	
橋本二丁目	西七日町の水路の一部 五月町の道路、水路の一部	